⑸　総合評価技術提案資料のヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

⑹　総合評価技術提案の採否　総合評価技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格確認結果の通知において、総合評価技術提案による競争参加通知を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、総合評価技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺　落札者の決定方法　落札者となるべき者の決定方法は、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札予定者とし、その者が提出した単価表を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としないものとする。

⑻　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑼　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

⑽　「調査基準価格」を下回る入札を行った者

「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。

なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑾　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑿　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⒀　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒁　手続における交渉の有無　無

⒂　契約書作成の要否　要

⒃　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒄　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。

⒅　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒆　詳細は入札説明書による。

⒇　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。

なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。

(21)　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takahisa Takamatsu, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway The Fourth viaduct of Atsugi Bridge (P-restressed Concrete Superstructure)

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 19 June 2015

(5)　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 19 August 2015. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 19 August 2015)

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese

(7)　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4—3—1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105—6011 Tel. 03—5776—5600

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 27 年 5 月 20 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

契約部長　鈴木　正隆

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

○第 27—1202— 1 号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　15、28、29

(2)　借入件名及び数量　新法人ディジタル交換機の賃貸借契約　一式

2　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　平成27年６月25日15時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒319—1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第１課　電話029—282—1133　内線41063

3　仕様書案の交付

(1)　交付期間　平成27年５月20日から平成27年６月22日まで

(2)　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　仕様書案の説明会

(1)　開催日時　平成27年５月27日13時30分

(2)　開催場所　〒319—1195 茨城県那珂郡東海村白方白根２－４　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター　原子力科学研究所　情報交流棟南ウィング101号室

5　関心表明の方法

(1)　関心表明書の提出期限　平成27年６月25日15時00分

(2)　提出先　上記２⑵に同じ。

6　Summary

(1)　Classification of the products to be procured ; 15, 28, 29

(2)　Nature and quantity of the products to be rent ; Lease of new law person PBX, 1 Set

(3)　Time-limit for the submission of comments : 3 : 00 PM, 25 June 2015

(4)　Contact point for the notice ; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765—1, Funaishikawa Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319—1184 Japan. TEL 029—282—1133 ex. 41063